

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

新					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHzから 5140MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下		5100MHzから 5140MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			信越総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			北陸総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			東海総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			近畿総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			中国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			四国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			沖縄総合通信 事務所管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
<u>5490MHzから</u> <u>5690MHzまで</u>	<u>東海総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成31年6月</u> <u>30日まで</u>	<u>0.4W以下</u>	<u>注3</u>					
	<u>中国総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成32年6月</u> <u>30日まで</u>	<u>0.4W以下</u>	<u>注4</u>					
	<u>四国総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成32年6月</u> <u>30日まで</u>	<u>0.4W以下</u>	<u>注5</u>					
5650MHzから 5830MHzまで	東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	<u>注6</u>	5650MHzから 5830MHzまで	東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	<u>注3</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波

が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 愛知県豊田市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町並びに同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯の区域に限る。

(注4) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。

(注5) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。

(注6) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。

が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。